

JHF 退職金規程

制定 2026 年 8 月 28 日 理事会

（目的）

- 第 1 条 この退職金規程（以下「規程」という）は、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（以下「JHF」という）就業規程第 45 条に基づき、職員の退職金に関する事項を定めたものである。

（適用範囲）

- 第 2 条 この規程は、JHF 就業規程第 2 条第 1 号の正職員のうち、勤続 1 年以上の者に適用する。第 2 号のパートタイマーについては退職金を支給しない。

（退職金の算定方法）

- 第 3 条 退職金は、退職時の基本給に、別表の退職金支給率を乗じて算出する。

（退職金支給率）

- 第 4 条 職員が次の各号のいずれかに該当する事由により退職した場合は、退職金支給率の A 欄を適用する。
- （1）定年退職
 - （2）死亡による退職
 - （3）JHF 就業規程第 18 条第 6 号による解雇（整理解雇）
- 2 職員が次の各号のいずれかに該当する事由により退職した場合は、退職金支給率の B 欄を適用する。
- （1）依願退職（自己都合による退職）
 - （2）休職期間満了による退職
 - （3）JHF 就業規程第 18 条による解雇（第 6 号（整理解雇）の場合を除く）

（勤続年数の計算）

- 第 5 条 勤続年数の計算は、正職員として入職した日から退職した日までを原則とする。
- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当する期間は勤続年数に算入しない。なお、試用期間については勤続年数に算入する。
 - （1）正職員以外のパートタイマー等として勤務していた期間
 - （2）休職期間
 - 3 勤続年数に 1 年未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てるものとする。

（退職金の不支給）

- 第 6 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、退職金を支給しない。ただし、事情により退職金を減額して支給することがある。

- (1) JHF 就業規程第 56 条に定める懲戒解雇に相当する事由があったとき
 - (2) JHF 就業規程第 17 条第 4 号に定める事由により退職となったとき
- 2 退職金の支給後に前項に該当する事由が判明したときは、JHF は支給した退職金の返還を当該職員であった者又はその遺族に求めることができる。

(支払の時期及び方法)

- 第 7 条 退職金は、退職又は解雇の日から 2 ヶ月以内に直接本人に支払う。ただし、職員の同意を得た場合は、当該職員が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことによって支払う。

(死亡退職の場合の受給資格者)

- 第 8 条 死亡退職した職員の退職金は、その遺族に支払う。
- 2 前項で定める遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規程の第 42 条から第 45 条までに定めるところによる。
 - 3 JHF は退職金を受け取る遺族に対して、住民票記載事項の証明書その他 JHF が必要と認める証明書を提出させることがある。

(債務の返済)

- 第 9 条 退職又は解雇された職員が、JHF に対して弁済すべき債務があるときは、退職金の一部又は全部をもって弁済するものとする。

(規程の改定等)

- 第 10 条 この規程は JHF の経営状況及び社会情勢の変化等により、支給条件及び支給金額を見直すことがある。
- 2 この規程で定めていない事項については、その都度 JHF が決定する。
 - 3 本規程の改廃は理事会の議決を経て実施する。

(別表 退職金支給率)

勤続年数	退職金支給率		勤続年数	退職金支給率	
	A	B		A	B
1 年以上 2 年未満			21 年以上 22 年未満		
2 年以上 3 年未満			22 年以上 23 年未満		
3 年以上 4 年未満			23 年以上 24 年未満		
4 年以上 5 年未満			24 年以上 25 年未満		
5 年以上 6 年未満			25 年以上 26 年未満		
6 年以上 7 年未満			26 年以上 27 年未満		
7 年以上 8 年未満			27 年以上 28 年未満		
8 年以上 9 年未満			28 年以上 29 年未満		
9 年以上 10 年未満			29 年以上 30 年未満		
10 年以上 11 年未満			30 年以上 31 年未満		
11 年以上 12 年未満			31 年以上 32 年未満		
12 年以上 13 年未満			32 年以上 33 年未満		
13 年以上 14 年未満			33 年以上 34 年未満		
14 年以上 15 年未満			34 年以上 35 年未満		
15 年以上 16 年未満			35 年以上 36 年未満		
16 年以上 17 年未満			36 年以上 37 年未満		
17 年以上 18 年未満			37 年以上 38 年未満		
18 年以上 19 年未満			38 年以上 39 年未満		
19 年以上 20 年未満			39 年以上 40 年未満		
20 年以上 21 年未満			40 年以上		

付則

- 1 この規程は令和 8 年 8 月 28 日から施行する。